（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令の一部改正）

第十五条　国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律第二条第二項の法人を定める政令（平成十二年政令第五百五十六号）の一部を次のように改正する。

第四号を次のように改める。

四　株式会社国際協力銀行及び株式会社日本政策金融公庫

（行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（平成十五年政令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第一条中「貸金業協会」の下に「、株式会社国際協力銀行」を加える。

（信託業法施行令の一部改正）

第十七条　信託業法施行令（平成十六年政令第四百二十七号）の一部を次のように改正する。

第十五条の三中第八号を第九号とし、第二号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二　株式会社国際協力銀行が信託法第三条第三号に掲げる方法によって信託をする場合

（消費者契約法施行令の一部改正）

第十八条　消費者契約法施行令（平成十九年政令第百七号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一号を加える。

四十一　株式会社国際協力銀行法（平成二十三年法律第三十九号）

（駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令の一部改正）

第十九条　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成十九年政令第二百六十八号）の一部を次のように改正する。

目次中「株式会社日本政策金融公庫」を「株式会社国際協力銀行」に改める。

第三章の章名を次のように改める。

第三章　株式会社国際協力銀行の業務の特例

第十三条及び第十四条を次のように改める。

（区分経理に係る会社法の規定の技術的読替え）

第十三条　法第十八条の四第二項の規定において法第十八条の二の規定により株式会社国際協力銀行が区分して行う経理について会社法（平成十七年法律第八十六号）の規定を準用する場合における同法の規定に係る技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える会社法の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第四百四十九条第一項	が資本金	が駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	準備金の	駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金の
	を資本金	を同条の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第一号	資本金	駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
第四百四十九条第六項第二号	準備金	駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する準備金
第八百二十八条第一項第五号	おける資本金	おける駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金
	資本金の額の減少の	当該資本金の額の減少の
第八百二十八条第二項第五号	資本金	駐留軍再編特別措置法第十八条の二の規定により設けられた勘定に属する資本金

（株式会社国際協力銀行法施行令の適用等）

第十四条　駐留軍再編促進金融業務（法第十六条に規定する駐留軍再編促進金融業務をいう。次項において同じ。）が行われる場合には、株式会社国際協力銀行法施行令（平成二十三年政令第二百二十一号）第六条第一項中「法第三十一条第一項」とあるのは「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成十九年法律第六十七号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項」と、「毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第十八条の二第一号に掲げる業務に係る勘定にあっては毎事業年度の決算において計上した剰余金の額の百分の五十に相当する額とし、同条第二号に掲げる業務（以下「駐留軍再編促進金融業務」という。）に係る勘定（以下「駐留軍再編促進金融勘定」という。）にあっては駐留軍再編促進金融業務」という。）において当該事業年度に購入した固定資産の取得価額の合計額から当該事業年度における当該固定資産の償却額の合計額を控除した額に相当する額」と、同条第二項中「法第三十一条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項」と、「株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の資本金の額に相当する額」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第十八条の二第一号に掲げる業務に係る勘定にあっては当該勘定に整理された株式会社国際協力銀行（以下「会社」という。）の資本金の額に相当する額とし、駐留軍再編促進金融勘定にあっては駐留軍再編促進金融勘定において当該事業年度までに購入した固定資産の取得価額の合計額から当該事業年度までのこれらの固定資産の償却額の合計額を控除した額に相当する額」と、同令第七条中「毎事業年度」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第十八条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定において、毎事業年度」と、「法第三十一条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項」と、同令第八条第一項中「会社」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第十八条の二各号に掲げる業務に係るそれぞれの勘定における会社」と、「法第三十一条第一項」とあるのは「同条第一号に掲げる業務に係る勘定におけるものにあっては駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項」と、「とする」とあるのは「とし、駐留軍再編促進金融勘定におけるものにあっては駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十一条第一項に規定する残余の額を、一般会計に帰属させるものとする」と、同令第十六条中「法第三十九条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項」と、「財務大臣」とあるのは「財務大臣（駐留軍再編促進金融業務及び駐留軍再編促進金融勘定に関する事項については、財務大臣及び防衛大臣）」と、同令第十七条第一項第一号中「法第三十九条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項」と、同項第二号中「法第四十条第二項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第四十条第二項」と、同条第二項中「法第三十九条第一項」とあるのは「駐留軍再編特別措置法第二十二条第一項の規定により読み替えて適用する法第三十九条第一項」とする。

2　財務大臣は、駐留軍再編促進金融業務が行われる場合において、前項の規定により読み替えて適用する株式会社国際協力銀行法施行令第七条の規定による計算書の提出を受けたときは、遅滞なく、その旨を防衛大臣に通知しなければならない。